

ロシア連邦

連邦法

連邦法「国際会社および国際基金について」第5条
およびいくつかのロシア連邦の法令の改正について

国家院（議会下院）採択 2026年7月21日

連邦院（議会上院）承認 2026年7月24日

第1条

2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」（ロシア連邦法令集、2018、No. 32、掲載番号5083；No. 53、掲載番号8411；2019、No. 48、掲載番号6739；2021、No. 9、掲載番号1464；No. 27、掲載番号5187；2022、No. 13、掲載番号1961；2023、No. 32、掲載番号6184；2024、No. 1、掲載番号17；No. 33、掲載番号5001）第5条に以下の変更を加える：

- 1）第6項第1段落において、「2」という数字を「15」という数字に差し替える；
- 2）第8項第2号に「、提出された情報の正確性に対する根拠ある疑念の発生」という文言を追加する；
- 3）第14項において、「自らの属人法」という文言のあとに「（本拠地移転〔レドミシリエーション〕、外国法人登記簿からの強制抹消、清算およびその他の事由による）」という文言を追加する；
- 4）第14条の3の1において、「1年」という文言を「2年」という文言に差し替える；
- 5）以下を内容とする第14項の5を追加する：

「14の5. ロシア連邦、ロシア法人およびロシア連邦市民に対して非友好的行動を実行する外国国家および（または）国際機関が発動した制限措置が、国際会社として登記される以前のものを含む外国法人に、および（または）該当する国際会社、その株主（出資者）および（または）受益者に適用された場合、または適用のおそれがある場合、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会は、国際会社となった外国法人について、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、本条第14項に定める要求事項が遵守されているものと認定する旨の決定を下すことができる。」。

第2条

1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」（ロシア連邦法令集、1998、No. 7、掲載番号785；2009、No. 1、掲載番号20；No. 29、掲載番号3642；2010、No. 31、掲載番号4196；2015、No. 13、掲載番号1811；2016、No. 1、掲載番号11；2025、No. 28、掲載番号3826）第21条第11項第4段落に、以下を内容とする文を追加する：「贈与契約締結オプションの履行は、当該オプションが無償（対価またはその他の反対給付の受取りなし）で提供されたものであることを条件として、認められる。」。

第3条

1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」（ロシア連邦法令集、1999、No. 28、掲載番号3493）に、以下を内容とする第20条の1を追加する：

「第20条の1 外国投資家による、その者が過去に保有していたロシア連邦領内における事業活動対象物の取得（買戻し）権の行使の特異事項

1. 外国投資家が、過去に保有していたロシアの事業体の株式（定款資本金における持分）、および（または）ロシア連邦領内における事業活動の外国資本が投入されていたその他の対象物（以下、本条においては、「外国投資対象物」）を、ロシア連邦市民および（もしくは）ロシア法人、ならびに（または）ロシア市民の支配下にあり、ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対して非友好的行動を実行する外国国家に分類されない外国国家の法を自らの属人法とする外国法人（以下、本条においては、「取得人」）に譲渡した場合で、外国投資家が当該外国投資対象物の取得権（買戻し権）を保有しているときは、当該の権利は、本条に定める特異事項を考慮に入れたうえで行使される。

本条に定める、外国投資家による外国投資対象物取得権（買戻し権）行使の特異事項は、ロシア連邦市民およびロシア法人の権利および適法な利益の保護、ならびにロシア連邦の経済主権および経済安全の保障を目的とするものであって、外国投資家の権利および適法な利益の不当な侵害を意図するものではない。

2. 2022年2月22日以降に外国投資家が外国投資対象物を取得人に譲渡した際の根拠となった、当該外国投資対象物の譲渡に関する契約および（または）それと相互に関連する協定（契約締結オプション、オプション契約またはその他の類似の協定。ここには外国法の規範が適用されるものも含まれる）は、次に掲げる条件が同時に満たされている場合には、司法手続きによって申し立てられる当該の権利の消滅に関する請求（以下、「買戻し権消滅請求」）にもとづいて、外国投資家の外国投資対象物取得権（買戻し権）を消滅させるという形で、これを変更することができる：

1) 外国投資家が2022年2月22日以降に次に掲げる行為のいずれかをなした場合：

外国国家および（または）国際機関によるロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対する非友好的行動の実行を公に支持した場合、当該の行動の実行を呼びかけた場合、またはロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和および安全の維持を目的とする、ロシア連邦軍の使用ならびに（または）ロシア連邦国家機関によるその権限の行使に対する信用失墜を意図した行為をなした、または上記目的のためのロシア連邦軍の使用および（もしくは）ロシア連邦国家機関によるその権限の行使に関するデータが含まれている明らかに虚偽の情報を正確なものと見せかけて拡散した；

テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達ならびに（または）大量破壊兵器の拡散に対する資金調達に関連する行為をなした；

ロシア連邦領内における事業の終了および（もしくは）停止を公に発表し、ならびに（または）当該の発表に関連する作為（不作為）をなしたか、または株主間契約および（もしくは）それに類似する契約から派生する義務を含めた自らの義務を不適切に履行した、または、知的活動の成果物および（もしくは）識別標識のロシア連邦領内における利用の禁止、もしくはロシア連邦領内における商品の生産（納入）、サービスの提供および（もしくは）役務の履行の禁止または終了、停止もしくは大幅な制限の部分に関するものを含めて、外国投資対象物の事業にとって重要な意義を有する契約の締結および履行の制限および（もしくは）その破棄を意図した行為をなし、および他の者がそれらの行為をなすことに協力した。本段落に掲げる行為は、それらが明白な経済的理由（根拠）を持たない場合、ならびに（または）それらがロシア連邦、ロシア連邦市民もしくはロシア法人に対して非友好的行動を実行する外国国家および（もしくは）国際機関が発動した制限措置を外国投資家が遵守したことに起因すると見なすに足る根拠が存在する場合に、実行されたものと見なす；

2) 本項第1段落に掲げる契約および（もしくは）協定が、外国投資家が外国投資対象物の取得（買戻し）

を、当該外国投資対象物の市場価格から25%以上乖離した価格で行うことを前提としている、ならびに（または）取得人が、外国投資対象物および（もしくは）その他の対象物に対して追加投資を実施済みである、およびそれを実施しなかったならばロシア連邦領内における当該外国投資対象物の事業の停止、大幅な縮小もしくは終了につながるおそれのあったその他の行為を実施済みである。

3. 買戻し権消滅請求に関する申立ては、外国投資家が外国投資対象物取得権（買戻し権）の行使を請求したか否かにかかわらず、これを行うことができる。

4. 買戻し権消滅請求に関する申立ては、当該外国投資対象物の経済事業または用途の主たる種類に相当する事業分野（経済部門）における法的規制を担当する連邦行政機関による、本条第1項第2段落に掲げる外国投資家による外国投資対象物取得権（買戻し権）の行使における特異事項の制定目的に当該の買戻し権消滅請求が適合している旨の見解書、およびロシア連邦政府が定めた手順にしたがって交付されるロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会の判定書が得られたのちに、取得人が裁判所に対してこれを行うことができる。

買戻し権消滅請求に関する申立ては、外国投資対象物の経済事業または用途の主たる種類に相当する事業分野（経済部門）における法的規制を担当する連邦行政機関が、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって交付されるロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会の許可書が得られたのちに、裁判所に対してこれを行うこともできる。

5. 買戻し権消滅請求の審理はモスクワ州商事裁判所で行われる。本項の規定は、関与する紛争の審理を外国の裁判所およびロシア連邦の領外にある国際商事仲裁機関の権限に委ねることを定めている当事者間の協定が、外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって、紛争に関与する者たちのうちのいずれかに対して、当該の者の裁判への参加を妨げる制限措置が適用されたために履行できない場合などにおいても、これを適用する。

6. 裁判所が買戻し権消滅請求を認めた場合、外国投資家の外国投資対象物取得権（買戻し権）は消滅する。

7. 外国投資家は、買戻し権消滅請求を認める旨の裁判所の判決が発効した日から1年以内に、外国投資対象物取得権（買戻し権）の消滅に関連する補償金の支払いを求める請求を取得人に対して行うことができる。裁判所は、買戻し権消滅請求を認める際に、または取得人が提起した補償金額の算定にかかわる紛争において、次に掲げる事項を行うことができる：

1) 本条第2項第1号に定める外国投資家の行為の種類および当該行為に関連する損失の額を考慮して、ならびに外国投資家による外国投資対象物の譲渡ののちに取得人が外国投資対象物およびそれに関連する他の企業活動対象物に対して行った投資の額を考慮して、当該外国投資家に対する補償金額を減額する；

2) 外国投資家またはその単独執行機関であるもしくはであったその役職者が、テロリズムおよび過激主義的活動への資金調達ならびに（または）大量破壊兵器の拡散に対する資金調達に関連する行為をなし、そのことによって行政上または刑事上の責任を問われた場合に、当該外国投資家に対する補償金支払いを棄却する。

8. 本条に定める、ロシア連邦領内における外国投資対象物取得権（買戻し権）の行使の特異事項は、ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対して非友好的行動を実行する外国国家との関係を有する外国投資家（当該外国人投資家が当該国家の国籍を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）に対して、または当該の外国投資家の支配下にある、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない外国投資家に対して、これを適用する。

本条に定める、ロシア連邦領内における外国投資対象物取得権（買戻し権）の行使の特異事項は、本項第1段落に掲げる外国投資家の支配下にあるロシア法人に対しても、これを適用する。」。

第4条

2022年3月26日付連邦法第72-FZ号「特定のロシア連邦の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 13、掲載番号1961；No. 52、掲載番号9349；2023、No. 32、掲載番号6184；2024、No. 33、掲載番号5001；2025、No. 52、掲載番号8301）第9条に以下の変更を加える：

- 1）第4項における数字「2026」を数字「2027」に差し替える；
- 2）第5項における数字「2026」を数字「2027」に差し替える；
- 3）第6項における数字「2026」を数字「2027」に差し替える。

第5条

2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体の所有・経営面の諸関係の規制の特異事項について」（ロシア連邦法令集、2023、No. 32、掲載番号6202；2024、No. 1、掲載番号17；No. 49、掲載番号7437；2025、No. 31、掲載番号4704）第6条第5項において、数字「2026」を数字「2028」に差し替える。

第6条

- 1．本連邦法はそれが公布された日を以て発効する。

2．ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家または地域に1つ前の登記地があった外国法人であって、その属人法が当該の法人のロシア連邦への本拠地移転を定めていないか、または禁止しており、属人法の変更およびロシア連邦における国際会社としての登記を行う旨の決議を採択していて、かつ本連邦法発効日時点において国際会社として特別行政区入居者登録簿に掲載されているか、または2026年9月1日までに管理会社が当該登録簿に掲載することが可能であるものについては、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」第1条第2項に定める要求事項が、当該法人の属人法が定める手順にのっとって自らの属人法を変更するという決定の採択に関する部分について遵守されているものと認定する。当該の法人は自らが有していた国際会社としての地位を維持し（国際会社としての地位を取得し）、そのロシア連邦における登記の日以降、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」にもとづく国際会社としての地位を有する事業体として認められる。

3．ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家または地域に1つ前の登記地があった外国法人であって、国際会社としてのロシア連邦における登記の時点、ただし2022年2月24日以降の時点において、自らの属人法の国家または地域における外国法人登記簿から抹消されており、当該の抹消より前に、属人法の変更およびロシア連邦における国際会社としての登記を行う旨の決議を採択していて、かつ本連邦法発効日時点で国際会社として特別行政区入居者登録簿に掲載されているか、または2026年9月1日までに管理会社が当該登録簿に掲載することが可能であるものについては、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」第1条第2項に定める要求事項が、当該法人の属人法が定める手順にのっとって自らの属人法を変更するという決定の採択に関する部分について遵守されているものと認定し、かつ当該法人を、現在有効な法人であってその登記（設立）時点より連続して存在しているものと認める。このような法人は自らが有していた国際会社としての地位を維持し（国際会社としての地位を取得し）、そのロシア連邦における登記の日以降、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」にもとづく国際会社の地位を有する事業体として認められる。

- 4．本連邦法の発効日時点で、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」

第5条第14項～第14項の4にしたがってロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会の決定が採択済みである国際会社であって、当該の決定に定められている、当該会社の属人法の国家または地域における外国法人登録簿からの抹消の期限が本連邦法の発効日よりあとに満了するものに対しては、2027年12月31日まで、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」第5条第14項～第14項の4の規定を適用せず、かつ当該期間においては、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際会社および国際基金について」第5条第14項に定める期間の経過は停止するものとする。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年8月4日

第319-FZ号